資料　2

令和８年10月28日

第３回長野市スポーツ推進審議会

社会体育館の有料化に関する料金水準等について

スポーツ部　スポーツ課

前回審議事項（ふりかえり）

料金水準を検討するための視点と主な検討項目

Ⅰ 市民の視点	・社会体育館を使用する人と使用しない人の税負担の公平性 ・他の有料スポーツ施設利用者との負担の公平性 ・中長期的な社会体育館の存続の考え方　等
Ⅱ 利用者の視点	・日常的、定期的な使用の妨げにならない負担水準 ・社会体育館に求める利便性、快適性と負担のバランス ・使用する面積や人数の違いによる負担の度合い　等
Ⅲ 市の視点	・適切なスポーツ環境を維持するために必要なコストの把握 ・他自治体との料金比較　等

▷ **３つの視点から多面的に検討し、適正な料金水準を見極めていく**

有料化実施に伴う課題

- ✓ 先行して整備を開始している空調設備に係る使用料金のあり方
- ✓ 類似する施設との役割分担や、公平な利用のためのルールづくり
- ✓ パソコンやスマートフォン、オンライン決済等を利用できない方への対応
- ✓ 大規模施設を含めた各種体育館の役割分担や利用形態を明確化し、料金の考え方を整理
- ✓ その他、体育館使用率を下げないための配慮

1　社会体育館使用料を設定する上での基本的な考え方

使用料算出に当たっての原則

料金算出の単位は「バスケットボールコート１面あたり」

- 豊野及び信州新町体育館はバスケットボールコート２面、その他の体育館は１面サイズ
- 社会体育館は無人施設であり、実利用人数のカウントが不可能
- 管理人などを配置した場合、今以上にコストが上昇する

料金の額は、施設機能維持に要するコストの50%を目安

- 「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に定められている割合

少人数での使用に配慮

- 全ての使用を平均すると、１回あたりの平均人数は「10人」であるが、「５人」での使用が最多であり、９人以下での使用が半数以上であることから、少人数で使用する場合の個人あたり負担感に配慮

使用料検討の手順

料金水準検討の基礎となるコスト算出の見直し

- R6．３月審議会で提示したコスト試算内容の見直し

見直したコストに基づく料金水準見極め

- 見直し後の総コストから、料金を算出
- 多面的な視点から算出結果の妥当性を確認

2　コスト算出の見直し

コストからみた料金水準の検討（コスト算出の見直し）

令和６年３月審議会で提示した総コスト算出の考え方に関し、社会経済情勢の変化やこれまでの有料化の議論を踏まえ、改めて施設機能の維持に必要なコストの見直しを実施

R６・３月審議会で提示した、コスト算出に係る維持管理・施設整備の主な項目		見直し結果	
A 施設機能向上	空調整備	市街地において稼働率が高く避難所ともなる、基幹体育館において空調設備、トイレ洋式化が令和８年度中に完了する見通し	使用料算出コストの対象外
	トイレ洋式化		
	照明LED化	市有施設全体のLED化改修計画に含んで実施	
B 老朽化対策	備品更新	備品使用料は実費徴収が望ましいが、無人施設であり個別の徴収が不可能であることから、施設機能維持コストに算入	
	年間修繕	施設機能維持コストに算入	
C 維持管理	定期的なトイレ清掃	施設の清潔さを求める意見が多数であるため施設機能維持コストに算入するが、実施手段や頻度等を見直す(参考資料　P3)	
	維持管理	今後の物価上昇等の影響を加味し、適切な額を算入	

2　コスト算出の見直し

使用料算出のためのコスト見直し結果

区　分	項　目	32施設の 項目別年間コスト	32施設の 年間コスト　合計
施設機能の向上（ハード整備）に要するコスト	空　調　整　備	市が負担	
	トイレ洋式化		
	照明LED化		
施設の機能維持に関するコスト	備　品　更　新	8,459千円	市と使用者で負担 105,794千円
	施　設　等　修　繕	11,078千円	
	施設の清潔度維持 （定期的なトイレ清掃）	18,026千円	
	維　持　管　理	68,231千円	

※各項目の積算根拠（根拠となる数値に物価変動比率等を乗じて算出）

- 備品更新　標準的な体育館に配置している備品の種類及び数量を想定し、近年の調達実績等から算出
- 施設等修繕　令和3～令和7年度に実施した修繕費支出を集計し、平均値から算出
- 施設の清潔度維持　各体育館において週２回のトイレ清掃を実施する経費
- 維持管理　修繕費を除く年間の維持管理費に施設案内予約システム運用経費、施設巡回職員人件費等を加えて算出

3　料金水準の検討

１コマ２時間あたりのコスト（見直し結果より算出）

区　分	32施設の年間コスト　合計	１利用（１コマ２時間）あたりのコスト
施設の機能維持に関するコスト	105,794千円 （Ａ）	【基準コスト】 1,810円～2,420円 （Ａ）÷ 年間コマ数

※基準コストを算出するための年間コマ数
年間コマ数（利用率60%）
＝１日あたりコマ数６件(１コマ２時間）×開館日数357日×施設数（32面＋２面）×0.6＝43,697
年間コマ数（利用率80%）
＝１日あたりコマ数６件(１コマ２時間）×開館日数357日×施設数（32面＋２面）×0.8＝58,262

受益者負担割合の考え方

市民の負担割合は、基準コストの50%を上限（行政サービスの利用者の負担に関する基準）

市民以外が使用する場合は、コストの100%を徴収

3　料金水準の検討

見直し後のコストから料金の参考値を算出

１利用（１コマ２時間）あたりの参考値

32施設の機能維持に関する年間コスト　合計	１利用（１コマ２時間）あたりのコスト	負担割合	１利用（１コマ２時間）あたりの参考値
105,794千円 （A）	【基準コスト】 1,810円～2,420円 （A）÷ 年間コマ数	50%	900円～1,210円

少人数での使用に対する配慮

- 使用人数の最多は「５人」（全体の30%）、また９人以下が全体の５５％（令和６年度調査）
  ⇒　**個人の負担が最も大きくなる「５人」での使用に配慮**

昼間の時間帯に、５人で使用した場合の１人当たり負担額（参考値）　180円～242円

4　各視点からの料金水準の検討

視点ごとの個人の負担や１面あたり料金についての考察

Ⅰ 市民の視点

（社会体育館を使用していない人を含む市民全体、社会体育館以外のスポーツ施設を使用している人の視点）

- ✓ R7市民アンケートでは、環境整備を進めた体育館の個人負担額について、１回２時間当たりの「ちょうどよい」金額が519円、「安いと思い利用する」金額が292円と、他のスポーツ施設利用料金と近似する結果となっており、一定程度の受益者負担の導入を求める意向が表れているものと推察。(参考資料　P2)
- ✓ 他のスポーツ施設では、多くの施設で個人料金は一般で300円程度。また300円を超える設定のあるテニスコートやプールにあっても、年代別料金や通年券利用を含むすべての個人負担額の平均がテニスコートで148円、プールで179円となっており、実際の負担額は安く抑えられている。 (参考資料　P7)

Ⅱ 利用者の視点

（社会体育館を使用している人の視点）

- ✓ R4アンケートでは、体育館を改修して使い続けるべきとの回答が約80%、また有料化を支持する意見が約68%あり、「有料化したうえで施設を存続する」という考え方は受け入れられるものと推察。 (参考資料　P4～P6)
- ✓ 活動を継続できる１面あたりの料金としては、95%が1,500円未満を希望しているが、今回算出した参考値は、この範囲内となる。 (参考資料　P5)
- ✓ R7アンケートでは、環境整備を進めた体育館の個人負担額について、普段社会体育館を使用している人の平均は「ちょうどよい」金額が338円、「安いと思い利用する金額」が199円と、体育館を使用してしない人を含む全体と比べ低い金額である。また使用頻度が高いほど安い金額となっており、日常的な負担の抑制を求める意志が表れている。 (参考資料　P2)

Ⅲ 市の視点

- ✓ 参考値の範囲内で料金設定を行った場合、施設機能維持のために必要なコストの一部を確保でき、使用環境の改善や施設の維持継続に向けた大きな支えとなる。
- ✓ 県内他市における類似施設の利用料金の平均は1,423円＋照明代であり、今回の参考値はより安価なレベルとなる。(参考資料　P8)

コスト見直し後の参考値は、各視点からも妥当な水準にある。
それぞれの要素や意見をふまえながら、具体的な料金体系の見極めを進めていく。

5　料金水準の決定について

料金水準決定の手順

Step 1　基準となる金額の決定

- **料金体系全体の算出の基準となる額を決定する。**

Step 2　区分や条件に応じた金額の算出

- **基準となる額をもとに、区分や条件に応じた料金を設定、体系化する。**

料金体系の策定に向けた確認項目（再確認を含む）

- 今後建替えや長寿命化改修等を行わない施設（長野市公共施設個別施設計画において「事後保全」と位置づけのある施設）を利用する場合の料金設定
- 施設稼働率が50%以下の施設に関する、使用促進に向けた料金設定
- 照明を使用する夜間の時間帯に関する料金設定
- その他、曜日や時間帯による、施設の一層の有効活用に向けた料金設定
- 現在、実証事業を実施している早朝及び深夜の時間延長に関する本格実施の可否及び料金設定
- 空調設備のランニングコストの負担に関する料金設定

※「基準となる額」及び区分、条件等については、社会経済情勢の変化等を注視し、定期的に見直しを実施

6　今後の進め方について

今後の進め方

・ 審議会等で得られた意見を参考に、基準となる額や区分等を含めた料金体系の見極めを進め、具体的な料金体系の案を提示する。

・ 令和9年度中は料金徴収体制の整備を進めながら有料化実施に向けた周知に務め、令和10年4月の有料化実施を目指す。

料金体系決定に向けた工程（ステップ）

